

受賞おめでとうございます！

令和3年度東京都農業会議、企業的農業経営顕彰における受賞者が決定しました。受賞者は次のとおりです。

第61回企業的農業経営顕彰

宮崎 盛一さん【東長沼】(全国農業会議所会長賞)
果樹の部

2月17日(木)の第62回東京都農業委員会・農業者大会(昭島市)において、記念事業として表彰式が行われる予定でしたが、コロナウイルスの影響により中止となりました。

農業委員会活動日誌 (令和3年12月～令和4年2月)

- 12月2日(木) 稲城第7小学校 稲作体験(脱穀、粃摺り)
- 12月7日(火) 第2回農業経営部会
- 12月10日(木) 第12回稲城市農業委員会総会
- 12月10日(木) いなぎ農業ふれあい塾修了式(第5期)
- 1月14日(金) 第1回稲城市農業委員会総会
- 1月14日(金) いなぎ農業ふれあい塾開講式(第6期)
- 2月10日(木) 第2回稲城市農業委員会総会



稲城市農業だより No.139

完 熟

●発行 稲城市
農業委員会
産業文化スポーツ部 経済課

稲城市東長沼2111番地
電話(378)2111(内線675)

令和4年3月1日発行

2022年を迎えて

稲城市農業委員会会長 塩野 清隆

新年明けましておめでとうございます。
農業者の皆様におかれましては、輝かしい新春を、
お健やかに迎えのこととお慶び申し上げます。

また、日頃より農業委員会活動に対しまして、格別なるご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年は、平成4年、5年に生産緑地指定を受けた農地の特定生産緑地指定申請の最終期限でした。まちづくり計画課により7月～9月に特定生産緑地指定申請の受付が行われ、その結果、農地の所有者の内9割以上から、特定生産緑地指定申請、及び申請を行わない旨の意思表示を受けております。

今後も市や農協と連携し、これらの制度や法律の周知に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

稲城市農業委員会の昨年の活動内容としましては、援農ボランティア養成講座「いなぎ農業ふれあい塾」の第5期が昨年1月に開講し、1年間の座学実習を経て、12月に修了式を行いました。9名の実習生は援農ボランティアとなり今年より活動を実施してまいりますので、市内農家の皆様は是非とも受入を検討していただきますようお願いいたします。第6期も本年1月に開講し、更なるボランティアの育成に努めてまいります。

今後も稲城市の農業振興のため、努力していく所存でございますので、農業に関するご相談は、どうぞお気軽に地区の農業委員にお声かけください。

結びに稲城市農業者の皆様にとって、本年も健康で素晴らしい年となることをお祈り申し上げます、年頭の挨拶とさせていただきます。



援農ボランティア養成講座「いなぎ農業ふれあい塾」について

◎第5期生修了式

1年間の「いなぎ農業ふれあい塾」受講を終え、12月10日に第5期生の修了式が行われました。塾長を務める高橋市長や、農業委員会塩野会長、農協から小林代表理事組合長より受講生へ援農ボランティアに向けての言葉をいただきました。

受講生の9名は、今後援農ボランティア登録者として活動いたします。



第4期生 修了式の様子

◎第6期生開講式

1月14日には「いなぎ農業ふれあい塾」の開講式が行われました。塾長の高橋市長や農業委員会塩野会長、農協から奥住代表理事副組合長より受講生へ激励の言葉をいただきました。

受講生（6名）は1年間の実習と座学を通じて援農ボランティアに向けて農業経験を積んでいきます。



5期生 開講式の様子

援農ボランティア受入農家募集!

援農ボランティア事業「いなぎ農業ふれあい塾」の第6期が1月から始まりました。

受講者は月2回の圃場実習と月1回の座学を受け、1年間かけて農業の知識や技術を習得します。

また、3月から果樹部門の実習も開始予定となっております。受講者は塾の卒業後、受入先の農家とマッチング（作業内容・希望日時等の調整）を行い、農作業のボランティアを行います。

市内農家の皆様には、ぜひ援農ボランティア紹介農家登録をお願いいたします。ご不明な点は経済課農政係までご連絡ください。

※すでにご登録をいただいている農家の皆様については、再提出は不要です。

受入希望の方は、JA 東京みなみ稲城支店指導経済課
もしくは市役所経済課農政係・農業委員会事務局
(TEL: 042-378-2111 内線 673・675) へお気軽に
お問い合わせください。

【農作業に伴う剪定枝等の処分方法について】

令和2年4月より、市内農業者（生産団体含む）が農作業に伴い市内農地から排出する剪定枝等について、クリーンセンター多摩川に持ち込む場合は、処理手数料の**免除**が受けられます。このことにより、従前の剪定枝等の処分方法も含めて、3手法がございますので、改めてご確認願います。

- ① クリーンセンター多摩川に直接持ち込む場合（処理料免除）
※ 基準や持ち込み方法は別紙をご覧ください。
- ② タウンビバー（剪定枝破砕車）でチップ化処理をする場合（有料）
 - ・経済課農政係へ予約
 - ・処理料：20,600円/日、10,300円/半日
 - ・処理受入基準：1本あたりの太さ10cm以内、葉は取り除いて束ねた状態
回収しやすい場所に出来る限り1か所にまとめて下さい。**※ 現在多くの予約をいただいております、4月中旬までは空きがありません。**
- ③ 業者に処理を依頼する場合（有料）
(有)アルカス（電話 042-331-2213）
※ 処理料や処理可能品目等については、上記業者にお問い合わせください。

【農業のために行う野焼きについて】

最近、市民より野焼きについての苦情が多く寄せられております。法令により野焼きは禁止されておりますが、病虫害駆除のために野焼きを行うことはやむを得ないこととされております。野焼きを行う際には、近隣へあらかじめ周知する、苦情があった時には速やかに消去するなど、周囲への配慮が必要です。また、火災と紛らわしい煙が出る場合には、消防署へ届出が必要です。消防署への届出は、野焼き行為を認めるものではありません。周囲の理解・協力なくして都市農業を発展させていくことは非常に難しくなっております。ご理解とご協力をお願いします。

【農地の適正管理をお願いします】

★生産緑地・相続税納税猶予適用農地の適正管理をお願いします。

農地の適正管理をお願いします。稲城市においても耕作されていないため、課税評価に変更が生じている農地が見受けられております。

特に相続税納税猶予適用農地については、制度の適用が打ち切られた場合、相続税額の全部または一部を利子税とともに納付しなければなりません。「相続税納税猶予制度」は、都市農業を維持・発展させていくためにも大切な制度です。

また、農地の持つ多面的機能が期待されている中、地域住民からも注目されています。肥培管理を徹底すれば、おのずと稲城農業に対する地域住民の理解が更に深まるものと考えます。

ご協力ありがとうございました!

【世帯状況調査・東京都農作物生産状況調査】

「世帯状況調査」「東京都農作物生産状況調査」へのご協力ありがとうございました。これは農業施策にとって大変重要なものです。今後も皆様のご協力をお願いいたします。

